

公共工事品質確保への中部地方整備局の取り組み ～公共工事発注者支援～

国土交通省 中部地方整備局 技術管理課 関澤俊明*1、松岡敏郎*2、山口孝昭*3 馬場元樹*4

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施工され、公共工事の品質に関わる発注者の責務が明確にされ、入札・契約制度や発注者支援制度を始めとする品質確保に関する諸施策が検討されている。中部地方整備局実施の、建設業界との意見交換の場では、「運の良いものが受注する・悪貨が良貨を駆逐する」一方市町村意見交換の場では、「専門技術者が配置できない・成績評定要領の活用できていない」などの実態が明らかとなった。

これらを踏まえ中部地方では、昨年11月より「市町村技術者支援」を目的に、管内市町村の発注体制の把握・市町村発注体制の標準明確化・意見交換会の実施・発注者支援体制の構築を実施してきた。意見交換、アンケートから発注支援は、発注関係事務全般におよび結果として支援内容は、発注関係事務に関わる小規模工事用各種基準の作成、研修制度の充実、発注者技術者支援の3項目となった。支援は試行運用として本年10月より管内市町村にて活用できることとなり、本制度を活用し市町村工事のより一層の品質向上を図っていくものである。

【キーワード】品質確保 品質確保法 発注者支援

1. 中部地方における品質確保の取り組み

表-1

(1) 施工体制確保に関する推進協議会の取り組み

ダンピング受注による公共工事の品質確保、不良・不適格業者の増加が問題視されている中で発注者間相互の連絡・調整体制を図り、公共工事の品質確保のため、脆弱な市町村などの発注者支援を図るため四県一市（05年4月四県二市）による施工体制の確保に関する推進協議会（以下協議会）において昨年11月より発注者支援の取り組みを実施（表-1）してきた。

発注者支援策について ～中部(整備局・4県・2市)の取り組み～	
平成16年11月	施工体制の確保に関する推進協議会(4県1市)
平成17年1月	各県市町村の発注体制の把握・標準明確化のためのアンケート調査
平成17年2月	協議会にて標準的な発注体制・発注者支援体制の構築
平成17年3月	協議会にて標準的な発注体制・発注者支援体制の構築
平成17年4月	協議会にて標準的な発注体制・発注者支援体制の構築
平成17年5月	協議会にて標準的な発注体制・発注者支援体制の構築

(2) 品質確保の取り組みの必要性

①入札・契約制度の改革(価格と技術力) ②建設コストの縮減(コスト重視の偏重) ③建設市場

*1 国土交通省 中部地方整備局 技術管理課長

*2 同課長補佐

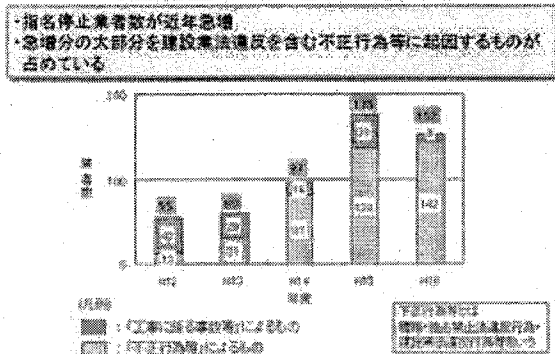
*3 同基準2係長

*4 同基準第2係

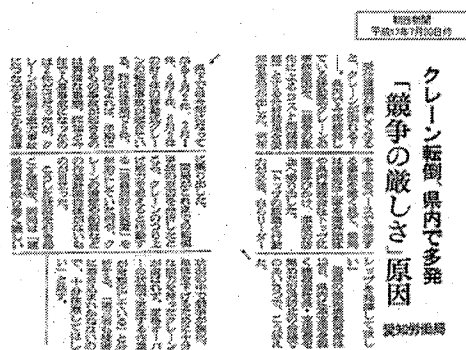
の国際化（契約書・仕様書の明確化・設計完成度の向上）④公共投資の縮減（過当競争の激化）⑤発注者の体制（技術者不足）が問われております。入札契約制度では、中部管内の市町村では、コンサル業務委託・工事発注においても技術力重視とはいいがたく、共投資の縮減は、大型プロジェクト中であっても全国同様縮減傾向にある。この様な状況の中で近年品質を懸念する指標も（表一２）に示すように増加の傾向を示している。又公共工事事故に関する新聞報道においても受注環境の報道も（記事一１）出ている。

表一 2

中部地整での指名停止業者数



記事一 1



2. 市町村意見交換会の内容

管内全市町村との意見交換会においては発注関係事務（業者選定技術審査・積算・監督・検査）の全ての事務において国・県に対する要望があった。人口別市町村規模にもよるが主なものは、技術重視の業者選定事例、研修の充実、小規模工事に対応した基準作成等の要望が出ている。

又中部管内で実施したアンケートは（表一 3）次のとおりである。

入札制度関係

- ①有資格登録が行われている。（92%）
 - ②有資格者の格付け制度が有り。（81%）
 - ③指名競争入札が行われている。（95%）
 - ④一般競争入札が行われている。（65%）
 - ⑤総合評価落札方式が未実施。（90%）
 - ⑥公募型指名競争方式が未実施。（70%）
 - ⑦プロポーザル方式が未実施。（73%）
 - ⑧事前、事後の公表をしている。（95%）
 - ⑨最低基準価格の公表は5割強。
 - ⑩調査基準価格の公表はしていない。（75%）
- 各種基準関係

- ①積算基準は県の基準を使用（98%）
- ②業者選定基準は独自の基準を使用。（76%）
- ③監督基準は県基準を使用している（65%）
- ④検査基準は県基準を使用している（68%）
- ⑤工事成績評価は独自基準を使用。（68%）
- ⑥業務成績評価は要領を持っていない。（57%）
- ⑦表彰制度は持っていない。（78%）
- ⑧その他の基準を用いている市町村はなし。

表一 3

人口	計	
	5 県	調査対象
～ 1 万	1 7 3	6
1 万～ 5 万	1 7 2	1 1
5 万～ 10 万	4 0	9
10 万～	3 4	1 4
計	4 1 9	4 0
人口総計	1 6 9 3 万人	

※ 5 県は、岐阜、静岡、愛知、三重、長野（中部管内、木曽、南信地方）

※ 全体として、約 1 割を目標として実施

3. 各種基準の見直し及び研修制度

（1）基準の見直し

市町村発注規模に応じた、小規模工事成績評定要領（表一 4）・検査基準・監督基準の作成は、大きく進められている市町村合併、各機関の情報共有、利用を視野に入れて、国土交通省の基準と相関関係となるよう統一化を進めた。必要な基準類については、取り掛かりやすいことを前提に市町村職員に短時間でかつ使いやすいことを前提に基準類を作成した。

[illegible]

国・県の実施する研修に管内市町村の職員に開放するもので、現在次の研修を実施・計画している。

- ・監督者研修（100名余応募）・検査適任者研修（100名余応募）・国土交通省検査臨場（各会場3機関程度に限定）今後、研修施設で実施する施工計画研修においても市町村職員の受け入れを実施する。

(1) 認定制度の試行目的

- ・品質確保法第15条第1項の規程に基づき、発注者が発注関係事務を適正に実施することができる者を選出しようとする場合の、発注関係事務を適切かつ公正に行うことができる者の選定に資すること及び、各発注者間の統一的な運用を図ることを目的
- ・品質確保法第15条第3項の規程に基づき、整備局及び4集は中部管内の発注者(市町村)を支援

実施機関：施工体制の確保に関する推進協議会（聖蹟町・4県2政令市）

○ 発注者支援業務(発注者の責任の下に実施する設計・積算補助、技術審査補助、監督補助、検査補助等の支援業務)を適切かつ公正に実施できる機関を認定する制度。

下は、総合的に判断し、認定

- ・公平性、中立性が担保されること
- ・土木事業に関する種基準に精通していること(専門性の担保)
- ・法令の遵守及び高度な守秘義務が担保されること
- ・業務遂行に必要な技術者が確保できること

(株)読者連絡センター、(株)新聞販売組合管理公社

- (財)愛知県都市整備協会、(財)愛知水と緑の公社、
(株)三重県建設技術センター、(株)中興建設安全

○発注者支援業務の実施に必要な技術者(個々の業務毎に配置する管理技術者)を認定する制度

- 管理技術者の資格要件等は下記のとおり(以下)の全てに該当する者

- ・認定された機関と認定された国際機関がある
- ・『認定された機関の認定事項』に合致した年(有効期間:3年)
- ・『認定された機関の認定事項』に合致した年(有効期間:3年)

015 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000 1001 1002 1003 1004 1005 1006 1007 1008 1009 1010 1011 1012 1013 1014 1015 1016 1017 1018 1019 1020 1021 1022 1023 1024 1025 1026 1027 1028 1029 1030 1031 1032 1033 1034 1035 1036 1037 1038 1039 1040 1041 1042 1043 1044 1045 1046 104

- ・ 1 種 : 全ての製造業関係業務の管理技術者として配置可とする。
- ・ 2 種 : 設計・技術補助及び製造補助業務のみ管理技術者として配置可とする。

○「発注者支援業務技術者認定試験Ⅰ種及びⅡ種」の受験資格(詳細は省略)

- ・「土木士（建設部門）又は総合技術士（建設部門）」又は「一般土木施工管理士」の資格を有し、一定の実務経験年数等を有する者
- ・公共工事の発注者として、一定の実務経験年数等を有する者

今回の法律は理念法であり特に守らなくても罰則規定はありません。発注者が品質確保のために行動を起こして頂くことが第一です。品質を確保することが結果的には最も経済的である事を、今後、事例の元に啓発をしていくことが大切である。

技術者支援に関しては、基本方針のとおりに今後民間企業等についても、技術的能力及び公正性を確保することで選定の対象となることが出来るような検討が必要です。民間企業の参入検討については、発注関係事務の、分割（監督業務等）も早期の導入検討においては有効と思います。

10月から試行を実施しているものであり、今後とも市町村の意見を取り入れ、各試行においてのフォローアップを実施しながら目的である品質確保に向けての支援策の改善を図っていくものです。